

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年8月29日

鳥取県知事 平井 伸治

1 入札に付する事項

次に掲げる物件（物件の名称：日野川不用用地）の売払

所在地	区分	種別及び数量	最低入札価格	入札日等	入札、開札の場所
日野郡江府町 大字佐川 字阿弥陀免 855番2	土地	地目：雑種地 地積： 公簿面積 674 m ² (実測面積 674.59 m ²)	1,954,600 円	平成 30 年 10 月 16 日 (火) 【事前手続書類 提出期限】 平成 30 年 9 月 28 日 (金)	鳥取県庁 議会棟 3 階 第 15 会議室

2 入札参加要領等の交付

平成30年8月29日（水）から入札の行われる日の前日までの間に、鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課ホームページの「新着情報」から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、以下の場所において平成30年8月29日（水）から9月28日（金）まで（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

総務部行財政改革局資産活用推進課、東部県税事務所、八頭県土整備事務所、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局

3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

4 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課（以下「資産活用推進課」という。）

5 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

電話 0857-26-7016

ファクシミリ 0857-26-7616

(2) 郵便等による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(3) 現地説明会

現場説明会は実施しないこととする。

(4) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ その他知事が不相当と認める者

(5) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加する者は、次の書類を、(1)の間合せ先に平成30年9月28日（金）までに提出（当日消印有効）し、入札参加資格の確認を受けること。

(ア) 入札参加申込書（入札参加要領様式第1号による。）

(イ) 政令第167条の4第2項の各号に該当しない旨の誓約書（入札参加要領様式第2号による。）

(ウ) 入札参加資格を証する書面（入札参加者が個人の場合は本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿）

(エ) 代理人により入札する場合は、委任状（入札参加要領様式第3号による。）

(オ) 共有の場合は、代表者選任届（入札参加要領様式第5号による。）

(カ) 印鑑証明書（代理人により入札する場合は、委任者の印鑑証明書及び受任者の印鑑証明書）

イ (2)の郵便等による入札を行う場合の入札保証金については、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関（コンビニによる納付はできません。）において、原則、入札書の郵送に先立って納付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札

平成30年10月16日（火） 集合時間：午後1時 開札時間：午後1時15分
ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日（金）必着とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁議会棟3階第15会議室

(7) 入札及び開札

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の3に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

ただし、(2)の郵便等による入札を行う場合には、密封した「入札書」を更に郵送用の封筒に入れ、平成30年10月12日（金）必着で資産活用推進課に送付しなければならない。また、入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した納付書の写しを併せて送付することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて送付することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び本件入札参加要領を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、この公告及び本件入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

オ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

カ 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

キ 開札は、(6)の開札日時及び場所で直ちに行う。

(8) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかつた場合には、速やかに返還するものとする。

ただし、郵便等による入札による参加者にあつては入札参加要領に定めるところにより返還する。

(9) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の入札

ウ 入札に関して不正の行為があつた者の入札

エ 5の(8)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

キ 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札

ク 委任状のない代理人の入札

ケ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

コ 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札

サ 政令、会計規則又はこの公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札参加要領等による。